

監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた
措置の内容の公表

総コ第 246 号
令和6年1月11日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市長 山中 竹春



監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて、各区局が改善し、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

担 当：総務局コンプライアンス推進室
電 話：671-2329
e-mail：so-comp@city.yokohama.jp

財務監査等(市長)

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等			指摘事項	対象			措置の内容
								区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
1	財政援助団体等監査	R4		86	財務諸表等の表記	収支決算書	本市が吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザの指定管理者との間で締結している基本協定書(以下「基本協定書」という。)によれば、指定管理者は、利用料金、自主事業収入等について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理することとされ、また、市に年間業務報告書(収支決算書)を提出するものとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応に係る本市からの負担金の算定に当たって、国から受領した補助金の額を控除すべきところ、これを行っていないために、過大に負担金が交付されていた(5万円)。【吉野町市民プラザ】	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(吉野町市民プラザ)	不適切な状態の是正として、過大に交付されていた負担金を令和5年12月6日付で返還しました。 指摘事項の発生原因が担当者の負担金申請に関する条件の認識不足であったため、再発防止策として、組織内で負担金申請に関する条件の確認を行うとともに、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について令和5年3月7日に周知しました。
2	財政援助団体等監査	R4		89	固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	ガイドラインによれば、備品等(Ⅰ種)については、本市所管課は、年に1回は棚卸しをして、管理状況を確認することとされている。また、令和4年度からの基本協定書では、指定管理者においても備品等(Ⅰ種)の棚卸しを行い、本市に報告する旨の規定が設けられている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 本市所管課及び指定管理者は、備品等(Ⅰ種)について棚卸しを実施していなかった。【岩間市民プラザ】	(にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局)	-	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(岩間市民プラザ)	不適切な状態の是正として、令和5年9月に棚卸を行い、その結果を受けて、令和5年9月29日に管理簿を訂正し、所管課に報告しました。 発生原因が担当者の物品管理に関する手続きの認識不足及び確認不足であったため、再発防止策として、今後は年に1回の棚卸を確実に実施することとし、組織内で物品管理に関する手続きの確認を行うとともに、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について令和5年3月18日に周知しました。
3	財政援助団体等監査	R4		89	固定資産及び備品の管理	指定管理に係る備品	ガイドラインによれば、備品等(Ⅰ種)については、本市所管課は、年に1回は棚卸しをして、管理状況を確認することとされている。また、令和4年度からの基本協定書では、指定管理者においても備品等(Ⅰ種)の棚卸しを行い、本市に報告する旨の規定が設けられている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 本市所管課及び指定管理者は、備品等(Ⅰ種)について棚卸しを実施していなかった。【岩間市民プラザ】	にぎわいスポーツ文化局 旧:文化観光局	文化振興課(岩間市民プラザ)	-	不適切な状態の是正として、令和5年9月29日に棚卸を行い、その結果を受けて、令和5年10月11日に管理簿の訂正等を行いました。 発生原因が担当者の物品管理に関する手続きの認識不足及び確認不足であったため、再発防止策として、今後は年に1回の棚卸を確実に実施することとし、課内で物品管理に関する手続きの確認を行い、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因について令和5年4月28日に周知し、その内容を所管施設にも共有しました。
4	財政援助団体等監査	R4		97	その他	その他	預り保証金について、帳簿記録はあるものの、証書の所在が不明となっていた。	(都市整備局)	-	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社	不適切な状態の是正として、令和5年10月2日付で改めて保証金預り証を作成し、原本は相手方に交付し、その控えを保管することとしました。 指摘事項の発生原因は、帳簿記録のみを確認し、証書の所在を確認する事を怠っていたことにありました。 再発防止策として預り証については随時確認し、その他の経理書類も必要に応じて確認することとし、あわせて指摘事項、発生原因及び是正状況について組織内で周知を令和5年10月11日に行いました。 所管局でも令和5年4月18日局内全体会議で同様の事項を全課に周知し、5月23日各課庶務担当係長への会計経理研修で再度周知しました。

教 総 第 1680 号
令和5年12月26日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕 信也



監査の結果に基づく措置等について (通知)

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

教育委員会事務局総務課

Tel 671-3280

Fax 663-5547

財務監査等(教育長)

No	監査種別	年度	区分	掲載ページ等			指摘事項	対象			措置の内容
								区局本部	対象課又は所管課	指摘団体名	
1	財務監査	R4	経理事務	23	現金 金券類 物品管理等	その他	「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)」によれば、会計管理者等及び現金出納員等は、収納した金銭を納付書により当日中(当日中に払い込むことができないことについて、やむを得ない理由があると認められる場合にあつては、指定金融機関又は収納代理金融機関の翌営業日)に指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならないとされている。しかしながら、複写手数料について、領収日から17日後に払い込んでいた。	教育委員会事務局	都筑図書館	-	当課は事務職員が配置されておらず、ローテーション勤務の司書が一人で経理事務を担当しているため、出勤日に当たらない特定曜日に収納事務ができない課題がありました。この日にローテーション勤務にあたる者が事務を担当することや、会計年度職員が事務の一部を分担することなどで、規則に則った払い込みができるように見直しました。